

船舶事故調査報告書

平成27年4月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年10月11日 17時30分ごろ～12日 06時30分ごろの間）
発生場所	不明（広島県福山市阿伏兔瀬戸～福山市田島南岸の間）
事故調査の経過	平成26年10月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 船井丸、0.9トン HS3-45501（漁船登録番号）、個人所有 6.49m(Lr)×1.82m×0.58m、FRP ディーゼル機関、45.60kW、平成15年7月3日 第273-11646号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年11月26日 免許証交付日 平成21年12月1日 （平成27年9月26日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たちうおひき縄釣り漁を行うため、平成26年10月11日17時20分ごろ福山市千年港を出港した。 僚船の船長は、阿伏兔瀬戸で釣りを行っていたところ、17時30分ごろ同瀬戸を南進する本船を認め、波が高いので、漁をやめた方がよい旨を手振りで伝えたが、本船の船長は手振りで返事をし、南進していくのを認めた。 船長の家族は、船長がふだん帰宅する時刻を過ぎても戻らないので、19時00分ごろ所属する漁業協同組合に船長が戻らない旨を連絡し、同漁業協同組合は、20時00分ごろ海上保安庁に通報した。 船長は、海上保安庁の巡視艇、ヘリコプター及び僚船によって捜索が行われ、12日06時30分ごろ田島南岸に漂着しているところを

	<p>発見された。</p> <p>本船は、09時50分ごろ愛媛県上島町豊島北岸に漂着しているところを発見された。</p> <p>船長の死因は、溺水であり、死亡推定時刻は10月11日18時00分ごろと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 東、風力 3</p> <p>海象：波高 約1.0m</p>
その他の事項	<p>本船は、発見時、ひき縄を取り付ける^{きり}竿が右舷側横方向に振り出され、機関が極微速力前進にかかった状態であった。</p> <p>本船は、ふだん阿伏兔瀬戸南口沖でたちうおひき縄釣り漁を行っていた。</p> <p>本船は、発見時、船体に衝突痕等が認められなかった。</p> <p>船長は、発見時、救命胴衣を着用しておらず、肩掛け式の膨張型の救命胴衣が操舵室に置かれていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は溺水であった。</p> <p>本船は、11日17時30分ごろ阿伏兔瀬戸を南進しているところを僚船の船長によって目撃された後、12日06時30分ごろ田島南岸において、船長が発見されたことから、この間において、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、阿伏兔瀬戸を南進した後、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事する場合、救命胴衣の着用を徹底すること。

付図1 事故発生場所概略図

